

平成28年4月

保護者様

町田市立町田第二中学校
校長 吉川 篤

インフルエンザ罹患時の対応について

学校保健安全法施行規則の改正（平成24年度）に伴い、インフルエンザの出席停止期間基準が「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」に変更されております。本校においては、インフルエンザが発症した日、解熱した日、登校を開始する日を明確に把握するため、インフルエンザ罹患届を御提出いただくことをお願いしております。このインフルエンザ罹患届をもって出席停止の扱いといたしますので、ご承知おきください。

＜お子様がインフルエンザ（または疑い）と診断されたら＞

- ① 速やかに学校へ御連絡ください。インフルエンザの型と主症状等をお知らせください。
(電話：042-722-1101)
- ② 保護者の方が下記のインフルエンザ罹患届に必要な事項を御記入ください。登校開始日に担任へ御提出ください。

*この用紙は町田第二中学校ホームページからもダウンロードできます。

インフルエンザ罹患届

年 組 生徒氏名

保護者氏名 印

インフルエンザに罹患しましたので、次の通り届け出ます。

発症した日 ※医師に判断をしていただいでください。	平成 年 月 日
解熱した日	平成 年 月 日
症状 (○をつけてください)	発熱 頭痛 咳 鼻汁・鼻閉 倦怠感 筋肉・関節痛 その他()
受診医療機関名	(電話番号:)
受診結果 (○をつけてください)	A型 B型 疑い
登校を開始する日	平成 年 月 日

インフルエンザによる学校の出席停止期間は発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
（学校保健安全法施行規則第十九条）（2012年4月1日改正）



抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザでは一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります（二峰性発熱）。出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校や登園を控えることで、インフルエンザの蔓延を防ぐことを心がけてください。